議第45号

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例の制定につい 7

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年2月14日提出

京都市長門川大作

京都市市民活動センター条例の一部を改正する条例 京都市市民活動センター条例の一部を次のように改正する。

別表第3 1 大会議室の項中「13,500」を「13,880」に、「18,000」を「18,510」 に、「23,600」を「24,270」に改め、同表駐車場(1回につき)の項中「400 円 | を「410円 | に改め、同表備考 2 中「100円 | を「10円 | に改め、同備考 3中「つど」を「都度」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の目前の申請に係る使用料については、なお従前の例に よる。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、使用料の適正化を図る必要があ るので提案する。